

【復興庁計上分】

特用林産施設体制整備復興事業（拡充）

【平成27年度概算決定額（復旧・復興対策）1,090,595（846,000）千円】

事業のポイント

特用林産施設整備や放射性物質の被害防止対策等により、特用林産物生産の経営基盤の強化や就業機会を確保し、被災地の復興を図ります。

<特用林産物を巡る現状>

- ・原発事故の影響により、きのこ類及び山菜類で180市町村に対し、国の出荷制限等の指示が出ています（平成26年11月20日現在）。
- ・福島第一原子力発電所事故による放射性物質の汚染等により、生産や経営が困難な状況が続いています。

政策目標

国産きのこ類の生産量447千トン（平成20年）

→472千トン（平成27年）

<内容>

特用林産施設の体制整備

（1）きのこ等の生産力増強対策

- 被災地の復興、食料基地の形成、特用林産施設の効率化等のための生産・加工
- ・流通施設の整備、生産者等の次期生産に必要な生産資材の導入を支援します。

（2）特用林産物放射性物質等の被害防止対策

ほだ木の洗浄機械や簡易ハウス等の放射性物質の防除施設を整備します。

<補助率>

1／2

<事業実施主体>

都道府県、市町村、森林組合、農事組合法人、林業者の組織する団体等

<事業実施期間>

平成24年度～27年度（4年間）

[担当課：林野庁経営課]